

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十六年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・一一五号栗柄広谷線及び三・六・一〇一号中須父石線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県福山市三吉町一丁目一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県府中市高木町字上川原、字中川原、字稲荷、字松清、字本堀田及び字沖地内

使用の部分

広島県府中市高木町字稲荷地内